

# 千葉県報

定例  
平成30年12月7日

## 主要目次

- 告示 岡山県倉敷市真備町における県税の申告等の期限の指定
- 告示 平成十二年千葉県告示第八十八号を廃止する告示
- 告示 都市計画道路の変更
- 告示 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 告示 土地改良区役員の退任及び就任
- 告示 宅地建物取引業法に基づく処分
- 告示 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 告示 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 告示 都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)
- 告示 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

## 告示

### 千葉県告示第五百二十二号

千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年千葉県告示第三百三十四号(平成三十年七月豪雨による被災者に対する県税の申告等の期限の延長)において別途告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成三十年七月五日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについて、同月二十五日とする。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

### 千葉県告示第五百二十三号

平成十二年千葉県告示第八十八号(農業災害補償法に基づく業務の規模の基準)は、廃止する。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

### 千葉県告示第五百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画道路を次のとおり変更した。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 都市計画の種類及び名称  
市原都市計画道路三・四・一九号君塚能満線ほか三路線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
市原市瀬又字馬見塚、字沢田、字古城谷、字萩ノ台、字白亀、字梨ノ木及び字源入、能満字上大堀、字下中貝、字上新関、字下原太郎、字中原太郎、字鳥堀込及び字上味噌、小田部字榎台、字殿ヶ谷、字小谷、字前田及び字向田、勝間字中田、字長代及び字根田、二日市場字堰堤及び字江川ノ上、中高根字送り神、字松本及び字道窪、馬立字五反新田、字下沢、字西新田、字三枝川、字宮ノ下、字沢田、字宮ノ脇、字宿、字南、字田面、字水田、字三反目、字曲本、字水田下、字西川及び字台堂並びに上高根字東天王堂、字殿ノ下及び字四反目の各一部の区域

### 千葉県告示第五百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、芝山都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 施行者の名称  
山武郡芝山町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
芝山都市計画下水道事業芝山町第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成二十七年三月二十四日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

## 公告

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小櫃堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

平成三十年十二月七日

<p>宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>一 退任理事 木更津市牛袋一八九番地 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納一、二一四番地 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>二 退任監事 木更津市牛袋八三九番地 〃 〃 中島四、一三二番地 〃 〃 中里二丁目七番一号 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>三 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>四 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p> </td> </tr> </table>	<p>一 退任理事 木更津市牛袋一八九番地 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納一、二一四番地 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>二 退任監事 木更津市牛袋八三九番地 〃 〃 中島四、一三二番地 〃 〃 中里二丁目七番一号 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>三 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>四 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p>
<p>一 退任理事 木更津市牛袋一八九番地 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納一、二一四番地 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>二 退任監事 木更津市牛袋八三九番地 〃 〃 中島四、一三二番地 〃 〃 中里二丁目七番一号 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>三 就任理事 木更津市牛袋一五五番地 〃 〃 〃 一、二二一番地 袖ヶ浦市神納五四一番地一 〃 〃 奈良輪七三五番地二 〃 〃 坂戸市場八七四番地 木更津市中野一五六番地 〃 〃 瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地) 〃 〃 江川四二五番地 〃 〃 高柳一、五一五番地 〃 〃 本郷三丁目五番八号 〃 〃 長須賀一、二二六番地 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>四 就任監事 木更津市牛袋一五三番地 〃 〃 中島一、九九八番地 〃 〃 中里一八九番地二</p>	<p>千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p>		
<p>都市計画道路の縦覧</p>	<p>次のとおり処分した。 平成三十年十二月七日 千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p> <p>宅地建物取引業法第六十六条第一項第九号該当 一 商号 株式会社東横ホーム 二 事務所の所在地 千葉市中央区弁天三丁目一七番一〇三 三 代表者の氏名 黒川文孝 四 免許番号 千葉県知事(四)第一四三五九号 五 免許年月日 平成二十九年六月二十五日 六 処分の内容 平成三十年十一月十九日付けで免許取消し</p> <p>都市計画用途地域の関係図書の縦覧 平成三十年十二月七日市原市の変更に係る市原都市計画用途地域の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成三十年十二月七日 千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p> <p>都市計画高度地区の関係図書の縦覧 平成三十年十二月七日市原市の変更に係る市原都市計画高度地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成三十年十二月七日 千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p> <p>都市計画道路の関係図書の縦覧 平成三十年十二月七日 千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治</p>					

平成三十年十二月七日市原市の變更に係る市原都市計画道路の關係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の關係図書の縦覧

平成三十年十二月七日八千代市の變更に係る八千代都市計画生産緑地地区の關係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料

月ぎめ 一部一箇月一、三〇〇円(送料を含む。)  
本号 一部 八円

発

行者 千葉県中央区市場町一番一  
定期購読申込先  
一部売り申込先

千

〇四三(二二三)二一五二  
〇四三(二二三)二六五八  
葉 県